

第1回 北海道岩宇・南後志地区沖 における協議会

2024年7月29日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局
北海道

洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要

洋上風力発電導入の意義

- 洋上風力発電は、①導入拡大の可能性、②コスト競争力のある電源、③経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札。

①導入拡大の可能性

- 欧州を中心に世界で導入が拡大
- 四方を海に囲まれた日本でも、北海周辺とは地形や風況が異なるものの、今後導入拡大が期待されている。

欧州・日本における導入状況

国名	累積発電容量 (万kW)	発電所数	風車の数
英国	1,043	40	2,294
ドイツ	769	29	1,501
デンマーク	170	14	559
ベルギー	226	11	399
オランダ	261	9	537
日本	0.7	3	3

※このほか、秋田県の秋田港（Vestas製4.2MW×13基）
能代港（Vestas製4.2MW×20基）における案件等も進行中。

【出典】 欧州：Offshore Wind in Europe Key trends and statistics 2020より引用

②コスト競争力のある電源

- 先行する欧州では、遠浅の北海を中心に、落札額が10円/kWhを切る事例や市場価格（補助金ゼロ）の事例が生ずる等、風車の大型化等を通じて、コスト低減が進展。

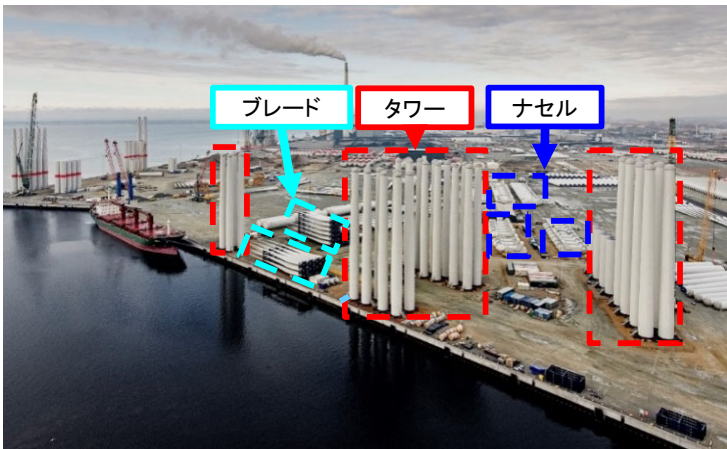
国	プロジェクト名	価格 (€ = 131.4円 £ = 155円) ※2021年平均相場	運転開始年
オランダ	The Princess Amalia	200EUR/MWh (26円/kWh)	2008年
オランダ	Borssele III + IV	54.49EUR/MWh (7.1円/kWh)	2021年
オランダ	Hokkandse Kust Noord V	市場価格 (補助金ゼロ)	2023年
オランダ	Hollande Kust Zuid 3 & 4	市場価格 (補助金ゼロ)	2023年
イギリス	Sofia	44.99EUR/MWh (5.9円/kWh)	2024年
イギリス	Doggerbank Creyke Beck A	44.99EUR/MWh (5.9円/kWh)	2024年
フランス	Dunkirk	44 EUR/MWh (5.8円/kWh)	2026年
イギリス	Hornsea3,4	37.35ポンド/MWh (5.7円/kWh)	2027年

③経済波及効果

- 洋上風力発電設備は、部品数が多く（数万点）、また、事業規模も大きいことから、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与。

欧州における港湾都市の事例（デンマーク・エスビアウ港）

- ・建設・運転・保守等の地域との結びつきの強い産業も多いため、地域活性化に寄与。
- ・エスビアウ市では、企業誘致にも成功し、**約8,000人の雇用を創出。**



「洋上風力産業ビジョン（第1次）」の概要（2020年12月15日とりまとめ）

洋上風力発電の意義と課題

- 洋上風力発電は、①大量導入、②コスト低減、③経済波及効果が期待され、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札。
- 欧州を中心に全世界で導入が拡大。近年では、中国・台湾・韓国を中心にアジア市場の急成長が見込まれる。
(全世界の導入量は、2018年23GW→2040年562GW（24倍）となる見込み)
- 現状、洋上風力産業の多くは国外に立地しているが、日本にも潜在力のあるサプライヤーは存在。

洋上風力の産業競争力強化に向けた基本戦略



官民の目標設定

(1) 政府による導入目標の明示 ・2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。	(1) 産業界による目標設定 ・国内調達比率を2040年までに60%にする。 ・着床式発電コストを2030～2035年までに、8～9円/kWhにする。	(1) 浮体式等の次世代技術開発 ・「技術開発ロードマップ」の策定 ・基金も活用した技術開発支援
(2) 案件形成の加速化 ・政府主導のプッシュ型案件形成スキーム（日本版セントラル方式）の導入	(2) サプライヤーの競争力強化 ・公募で安定供給等に資する取組を評価 ・補助金、税制等による設備投資支援（調整中） ・国内外企業のマッチング促進（JETRO等）等	(2) 国際標準化・政府間対話等 ・国際標準化 ・将来市場を念頭に置いた二国間対話等 ・公的金融支援
(3) インフラの計画的整備 ・系統マスタープラン一次案の具体化 ・直流送電の具体的検討 ・港湾の計画的整備	(3) 事業環境整備（規制・規格の総点検） (4) 洋上風力人材育成プログラム	

再エネ海域利用法の概要

- 海域を占有するため、都道府県条例の許可では通常3～5年と短期であり、長期占用ルールが必要。
- 港湾区域においては、港湾法を改正し、2016年7月に施行。
- 更に、港湾区域以外の一般海域について、「再エネ海域利用法」（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）を定め、2019年4月に施行（経産省・国交省の共管）

【課題】

課題① 海域利用に関する統一ルールなし

- ・海域利用（占有）の統一ルールなし
- ・都道府県条例の許可は通常3～5年と短期
⇒事業の予見可能性が低く、資金調達困難

課題② 先行利用者との調整枠組不明確

- ・漁業者等の先行利用者との調整に係る枠組が存在しない

課題③ 高コスト

- ・供給価格が欧州と比べ高額
- ・国内に経験ある事業者が少ない

【対応】（再エネ海域利用法）

- 国が、洋上風力発電事業の実施区域を指定（促進区域）
- 事業実施者を公募により選定
選定事業者は、長期占用が可能（30年間）
⇒事業の安定性を確保

- 促進区域の指定に向け、区域ごとに地元漁業等関係者、国・自治体による協議会を設置
- 区域指定の際、関係省庁とも協議し、他の公益との整合性を確認
⇒事業者による地元調整に係る負担軽減

- 事業者の選定に当たっては、事業実施内容に加え、電力供給価格により評価し、選定
⇒競争を促進し、コスト低減

基本方針に掲げる再エネ海域利用法の目標（基本原則）

- 閣議決定された「基本方針」には以下の4つの目標を定めており、協議会の運営、促進区域の指定等の法律の運用の大原則となっている。

1. 長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現

- ✓ 長期間にわたり海域を占有することから、信頼性があり、かつ国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することが重要。
- ✓ このため、「長期的、安定的かつ効率的」な発電事業の実現を目指す。

2. 海洋の多様な利用等との調和

- ✓ 漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現する。

3. 公平性・公正性・透明性の確保

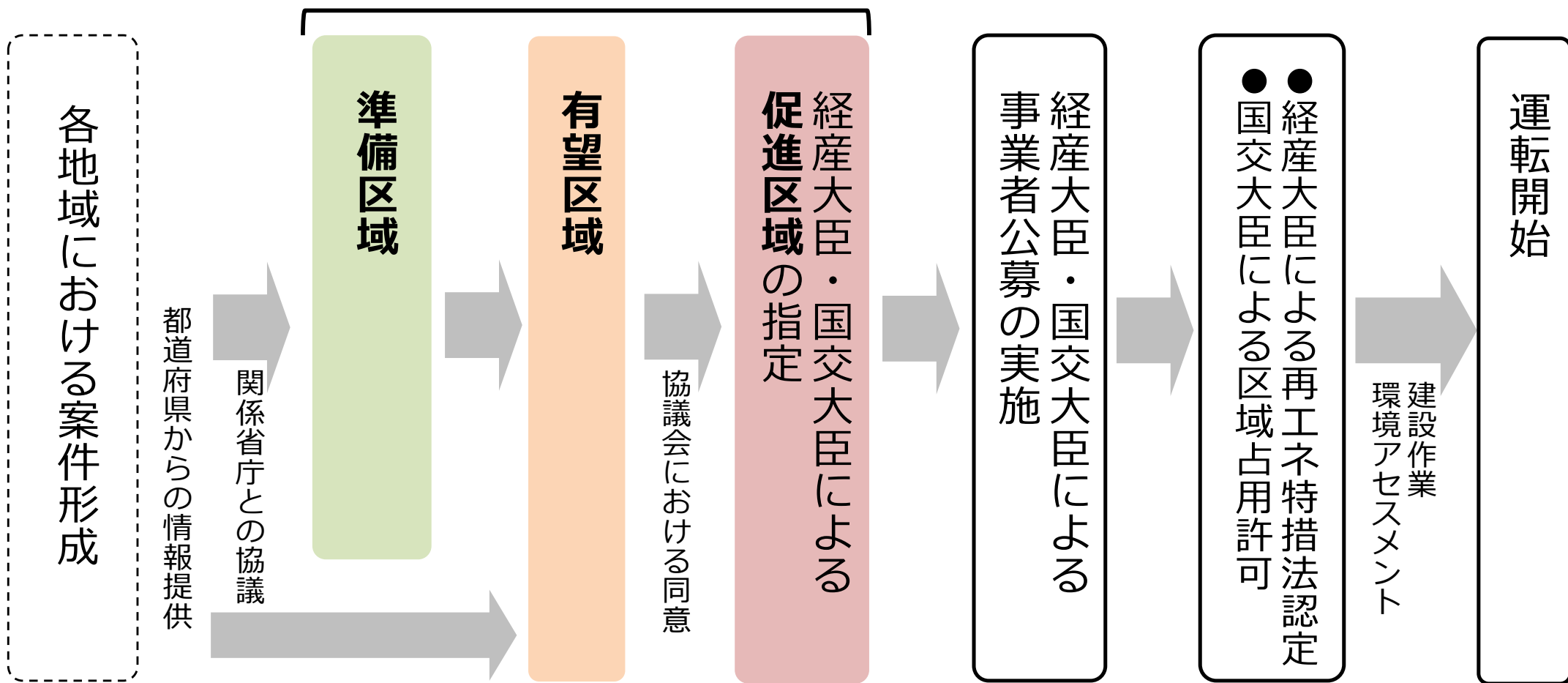
- ✓ コスト低減や先進的な技術開発等の事業者の創意工夫を後押しするため、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現する。

4. 計画的かつ継続的な導入の促進

- ✓ 洋上風力産業の健全な発展を図るためには、継続的な市場をつくることが重要であることから、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図る。

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

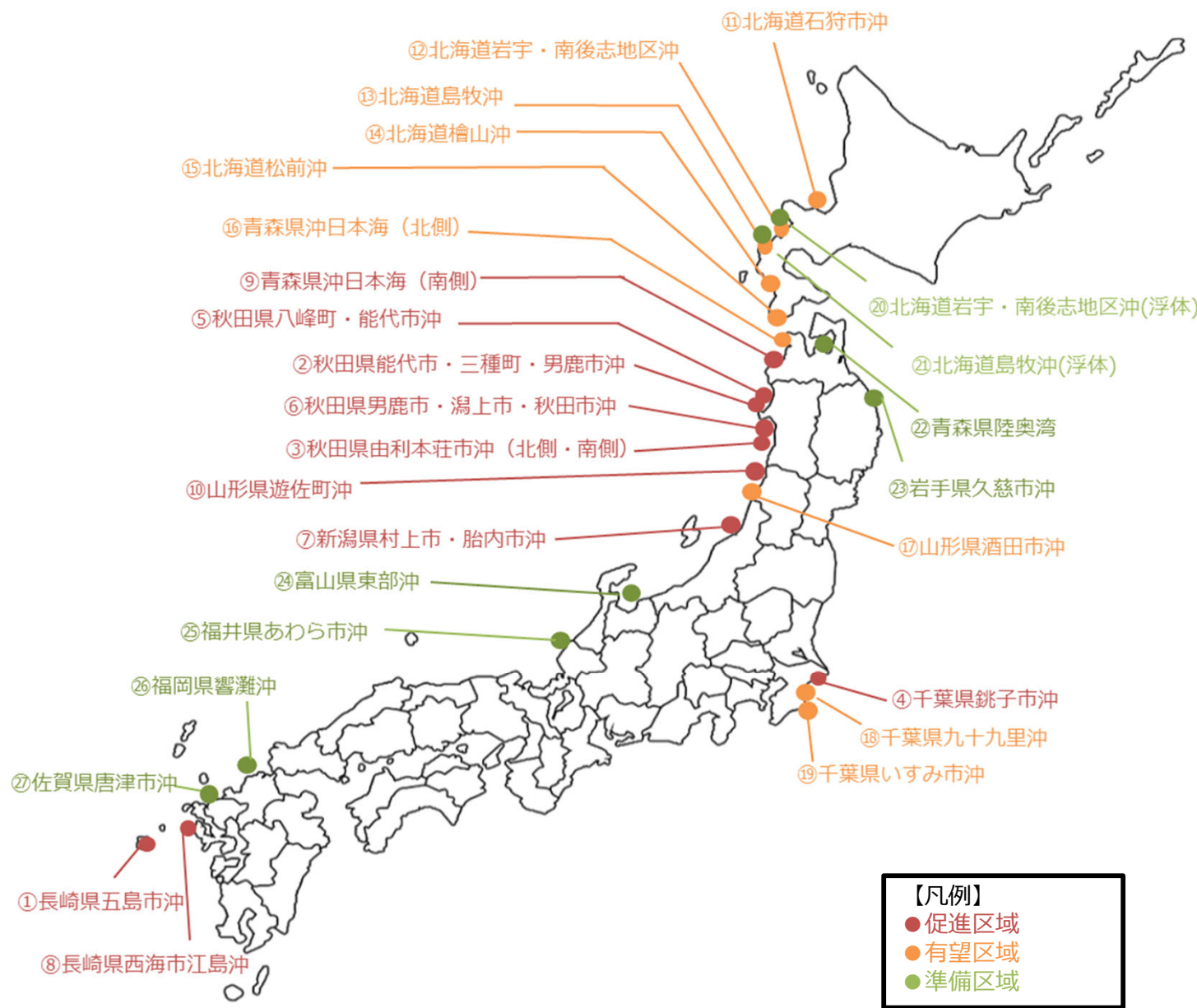
- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

現在の各地域における区域の状況

促進区域、有望な区域等の指定・整理状況
(2024年7月時点)



区域名		万kW	事業者選定済
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7	
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4	
	③秋田県由利本荘市沖	84.5	
	④千葉県銚子市沖	40.3	
	⑤秋田県八峰町能代市沖	37.5	
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4	
	⑧長崎県西海市江島沖	42	
	⑨青森県沖日本海（南側）	60	
	⑩山形県遊佐町沖	45	
有望区域	⑪北海道石狩市沖	91～114	事業者選定評価中
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖	56～71	
	⑬北海道島牧沖	44～56	
	⑭北海道檜山沖	91～114	
	⑮北海道松前沖	25～32	
	⑯青森県沖日本海（北側）	30	
	⑰山形県酒田市沖	50	
	⑱千葉県九十九里沖	40	
	⑲千葉県いすみ市沖	41	
準備区域	⑳北海道岩宇・南後志地区沖（浮体）	㉔富山県東部沖（着床・浮体）	
	㉑北海道島牧沖（浮体）	㉕福井県あわら沖	
	㉒青森県陸奥湾	㉖福岡県響灘沖	
	㉓岩手県久慈市沖（浮体）	㉗佐賀県唐津市沖	

※容量の記載について、事業者選定後の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。
それ以外は、系統確保容量又は調査事業で算定した当該区域において想定する出力規模。

促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

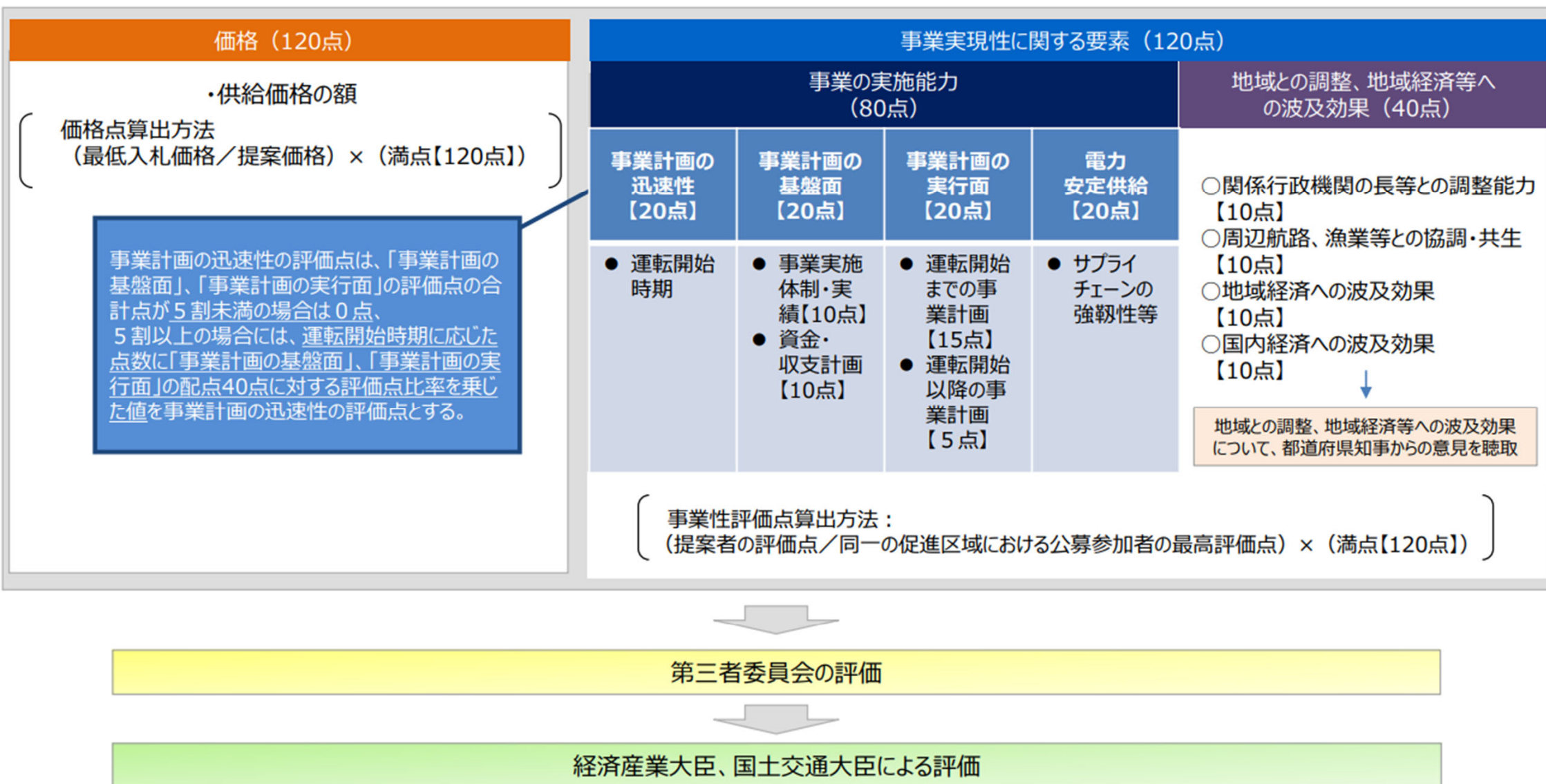
第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

再エネ海域利用法に基づく公募の審査・評価の全体の流れ



促進区域内海域の占用について

（促進区域内海域の占用の許可）

- 促進区域内海域で占用を行うには国土交通大臣の許可が必要。
- 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。

（占用許可の対象とならない行為）

- 漁業に関する行為は、基本的に「一時的」なものであり、占用許可を受けることは要しない。漁業に関する行為には、漁網等の設置が含まれるものとし、これには養殖の用に供される物であって容易に移動可能な物及び定置網も対象となる。ただし、漁業用工作物の設置及び魚礁の設置については占用許可の対象となり得る。

（占用料について）

- 占用料については、発電設備の投影面積及びケーブルの長さ、魚礁の設置面積等に基づき算定することとする。

今般の協議会について

協議会の法律上の位置づけ

- 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の基本方針上の位置づけ

- 海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。
- このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。
- また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。
- なお、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミング毎に協議会等を適時設けることとする。
- さらに、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、協議会は原則として公開で行うこととする。

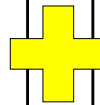
協議会意見とりまとめと地域の将来像

- 「有望な区域」では、**再エネ海域利用法に基づく協議会（法定協議会）**を開催。
国、都道府県、地元市町村、関係漁業者、有識者等が**選定事業者を求める事項**を議論。
 - 協議会における合意事項は「**協議会意見とりまとめ**」として文書化し、協議会の構成員（事業者選定後は選定事業者を含む）は、**協議の結果を尊重しなければならない**（法第9条第6項）。
- 最近の協議会では、**洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像**についても議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。

協議会意見とりまとめ (⇒ 公募占用指針の一部に)

選定事業者を求める事項

1. **地域・漁業との共存共栄策の実施**
2. 漁業影響調査
3. 発電設備の設置・運営に係る留意点
4. 環境配慮



地域の将来像

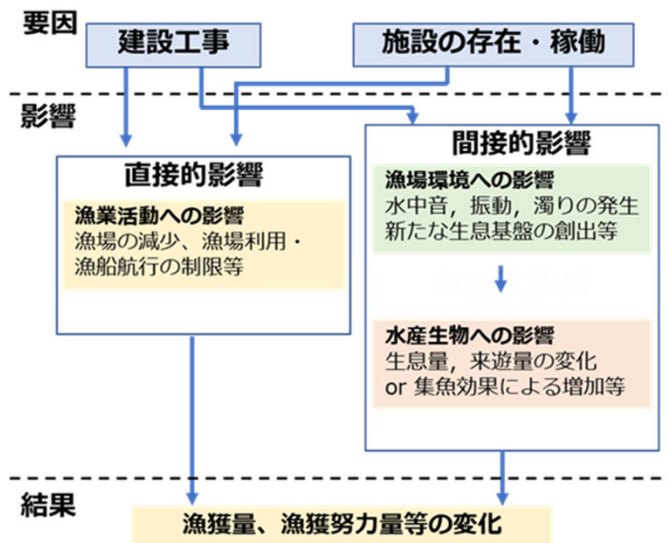
(例)

- ①長崎県西海市江島沖
…漁業等の持続的発展のための環境整備
(海産資源の保護・育成、漁業従事者の
環境整備、水揚高増の取組 等)
- ②新潟県村上市・胎内市沖
…水産資源管理や漁獲量把握等の情報共有、
地場産水産物の販売力強化、鮭等の孵化
増殖事業 等

地域・漁業の将来像の実現に向けて、
一丸となって取り組むことで、共存共栄を具現化

漁業影響調査の考え方

- 協議会において、洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うにあたり、**地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を「漁業影響調査の考え方」として整理。**
- 選定事業者はこの内容を基本的な仕様として考慮し、漁業者等と議論のうえ、具体的な調査内容を設計。



洋上風力による漁業影響の発生要因と漁業影響の関係 (NEDO, 2020)

新潟県村上市・胎内市沖の例

<魚種・調査時期>

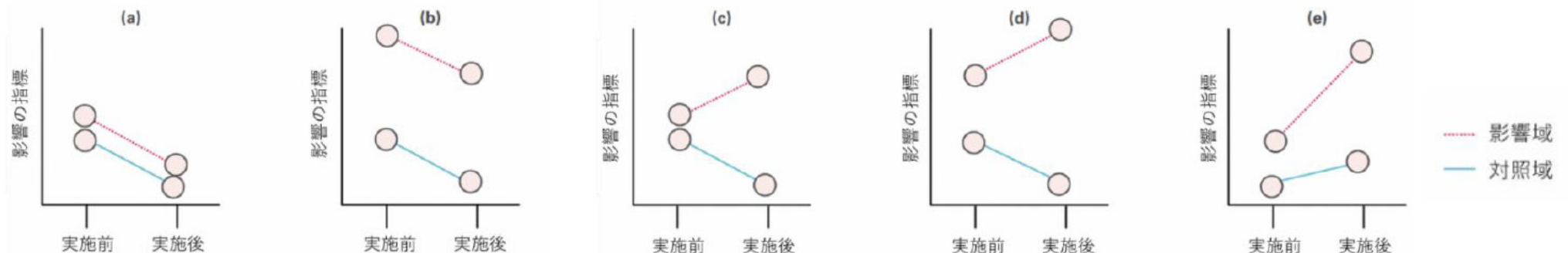
- **地域の特徴を踏まえ**、調査対象魚種を抽出
- 着工前1年、工事期間中、運転開始後3年にわたってモニタリング

<評価指標>

- 漁獲量・水揚量
- 漁獲努力量 (出漁日数、操業時間、航行距離等)
- 単位漁獲努力量当たり漁獲量

<調査方法>

- **影響域・対象域における評価指標の変動**に有意な差が見られるか



影響域および対照域における発電事業実施前後の変化から、影響の大きさを求める方法 (BACIデザイン) のイメージ (Schwarz, 1998を一部改変)

→ (a)、(b)は影響がなく、(c)~(e)は影響がある場合の例 ※BACI: Before, After, Control, Impact

他区域の協議会の開催・運営について

- 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下単に「区域指定ガイドライン」という。）において、協議会における協議、情報共有事項は以下のとおり整理されている。
 - ① 促進区域の指定についての利害関係者との調整
 - ② 事業者の公募に当たっての留意点
 - ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等（※事業者の選定後に協議会において議論）
- 過去の協議会においては、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項、環境配慮事項、洋上風力発電事業を通じた地域の将来像について、構成員からいただいた意見を以下のような形で意見とりまとめに反映している。

【これまでの各地域の協議会とりまとめの骨格】※とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なる

全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携した、新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。等

地域や漁業との共存

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・振興策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「協議会意見とりまとめ」に記載の趣旨を踏まえた提案を行う。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。等

洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項

- ✓ 洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、選定事業者は、関係漁業者や船舶運航事業者等の先行利用者等と、各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。
- ✓ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。等

環境配慮事項

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行う。等

洋上風力発電事業を通じた地域の将来像

- ✓ 洋上風力発電事業を契機として、地域が目指す将来像と、取組の方向性を示す個別テーマを設定。選定事業者は、地元と一緒にあって、その実現に向けて取り組むことが求められる。等

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめ(概要)

第1回	2020年11月17日開催	実務者会議
第2回	2021年1月29日開催	第1回 2021年9月17日開催
第3回	2021年6月29日開催（協議会意見とりまとめ）	第2回 2021年10月29日開催
第4回	2022年6月24日(協議会意見とりまとめ改訂)	

<留意事項>

- ### (1) 全体理念

 - ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努めること。
 - ✓ 協議会構成員、選定事業者は、閣議決定された基本方針の4つの目標の実現に向けて、適切な対応を行うこと。
 - ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等
- ### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

 - ✓ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
 - ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じること。八峰町及び能代市以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受けること。
 - ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を少なくとも建設工事の1年程度前から継続して実施すること。調査方法等については、実務者会議の検討内容、関係漁業者等の意見・助言を尊重すること。その際、内水面漁業への配慮も適切に行うこと。 等
- ### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

 - ✓ 選定事業者は、設備の設置等に当たり、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行うこと。等

- ### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

 - ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整する。 等
- ### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

 - ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
 - ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等
- ### (6) 環境配慮事項について

 - ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等
- ### (7) その他

 - ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回	2021年4月23日開催
第2回	2021年9月30日開催
第3回	2022年5月31日開催（協議会意見とりまとめ）

<留意事項>
(1) 全体理念 ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、<u>地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。</u> ✓ <u>協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。</u>等
(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について ✓ 選定事業者は、<u>基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。</u>公募占用計画の作成にあたっては、「4.おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。 ✓ <u>地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。</u> ✓ 選定事業者は、<u>漁業影響調査を行う。</u>等
(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点 ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている<u>漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。</u> ✓ 選定事業者は、江島島内の住宅から<u>800m以内の海域</u>には洋上風力発電設備等を<u>設置しない。</u>等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点 ✓ 選定事業者は、<u>事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等</u>を行う。等
(5) 発電事業の実施に当たっての留意点 ✓ 選定事業者は、<u>メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等</u>を行う。 ✓ 選定事業者は、<u>発電設備周辺の船舶の運航ルール</u>について、<u>関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等</u>を行う。等
(6) 環境配慮事項について ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、<u>発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。</u>等
(7) その他 ✓ 今後、<u>上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。</u>
(8) おわりに -洋上風力発電事業を通じた江島の将来像- ✓ 過疎化が進行する江島の状況を改善し、漁業・地域振興策や先進技術の活用を通じた「<u>スマートアイランド化</u>」により、<u>将来にわたって江島が安心して快適な生活圏となることを目指す。</u> 18

新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2022年1月19日開催	実務者会議
第2回 2022年3月24日開催	第1回 2022年4月25日開催
第3回 2022年6月20日開催（協議会意見とりまとめ）	第2回 2022年6月6日開催

<留意事項>

（１）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。等

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「4.おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。等

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、とりまとめ別紙2に記載のエリアには洋上風力発電設備を設置しない。等

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。等

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。等

（６）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。等

（７）その他

- ✓ 今後、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

（８）-洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像-

- ✓ 村上地域の「鮭文化」をはじめ、地域の海面・内水面における持続可能な漁業体制の構築のほか、地域で生まれ育つ人々による「シビックプライド」の醸成につながる地域活性化を期待。

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ（概要）

- 第1回 2022年1月25日開催
- 第2回 2022年5月10日開催
- 第3回 2022年6月24日開催
- 第4回 2022年8月2日(協議会意見とりまとめ)

<留意事項>

- ### (1) 全体理念

 - ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
 - ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等
- ### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

 - ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「4.おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
 - ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける 等
 - ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。
- ### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

 - ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
 - ✓ 選定事業者は、とりまとめ別紙2に記載のエリアには洋上風力発電設備を設置しない。 等

- ### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

 - ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等
- ### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

 - ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
 - ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等
- ### (6) 環境配慮事項について

 - ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等
- ### (7) その他

 - ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。
- ### (8) -洋上風力発電事業を通じた男鹿市、潟上市及び秋田市の将来像-

 - ✓ 少子化が進む当地域の活性化に向け、県内企業の参入拡大や雇用創出による若年層の回帰・定着のほか、カーボンニュートラル・SDGsの理念を体現するエリアとして持続的な発展を期待。 20

山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回	2022年1月24日開催
第2回	2022年9月2日開催
第3回	2022年12月19日開催
第4回	2023年3月29日(協議会意見とりまとめ)

<留意事項> (1) 全体理念 ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、<u>地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。</u> ✓ <u>協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。</u>等 (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について ✓ 選定事業者は、<u>基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・振興策を講じる。</u>公募占用計画の作成にあたっては、「とりまとめ別紙」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。 ✓ <u>地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。</u> ✓ 選定事業者は、<u>漁業影響調査を行う。</u>等 (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点 ✓ 選定事業者は、本海域における<u>漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。</u> ✓ 選定事業者は、<u>海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しない。</u>等 (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点 ✓ 選定事業者は、<u>事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等</u>を行う。等 (5) 発電事業の実施に当たっての留意点 ✓ 選定事業者は、<u>メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等</u>を行う。 ✓ 選定事業者は、<u>発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等</u>を行う。等 (6) 環境配慮事項について ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、<u>発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。</u>等 (7) その他 ✓ 今後、<u>上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。</u> とりまとめ別紙 -洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像- ✓ 遊佐の若者が<u>自発的に地元への定着を選び</u>、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、<u>持続可能で魅力あるまちづくりを実現。</u>	21
--	----

青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ（概要）

- 第1回 2020年12月25日開催
- 第2回 2021年12月22日開催
- 第3回 2023年5月9日開催
- 第4回 2023年7月28日(協議会意見とりまとめ)

<留意事項>

- (1) 全体理念**
 - ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
 - ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等
- (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について**
 - ✓ 選定事業者は、基金への出捐(確保済み系統容量(kw)×250×30で算定される額)等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「4.将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
 - ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける 等
 - ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。
- (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点**
 - ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
 - ✓ 選定事業者は、津軽国定公園区域内及び海岸線から500m以内の海域には洋上風力発電設備を設置しない。
 - ✓ 底建網等漁業への配慮のため、別に指定するエリアでは洋上風力発電設備等を設置しない。 等

- (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点**
 - ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等
- (5) 発電事業の実施に当たっての留意点**
 - ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
 - ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等
- (6) 環境配慮事項について**
 - ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等
- (7) その他**
 - ✓ 今後、上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。
- (8) 洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海(南側)の将来像**
 - ✓ 海洋漂着物の回収・処理活動への協力を含む漁場環境の保全やブルーカーボンを含む藻場の造成等、水産資源の維持管理・増大に資する取組を通じ、持続的に発展していくことを期待。 22